

江戸川区重度障害者等就労支援事業

～ 重度障害者等の方の通勤や職場等での介助を支援します ～

障害者の就労機会の拡大を図るため、福祉施策と雇用施策が連携して、重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行うことにより、働く意欲のある障害者を支援します。

●対象となる方

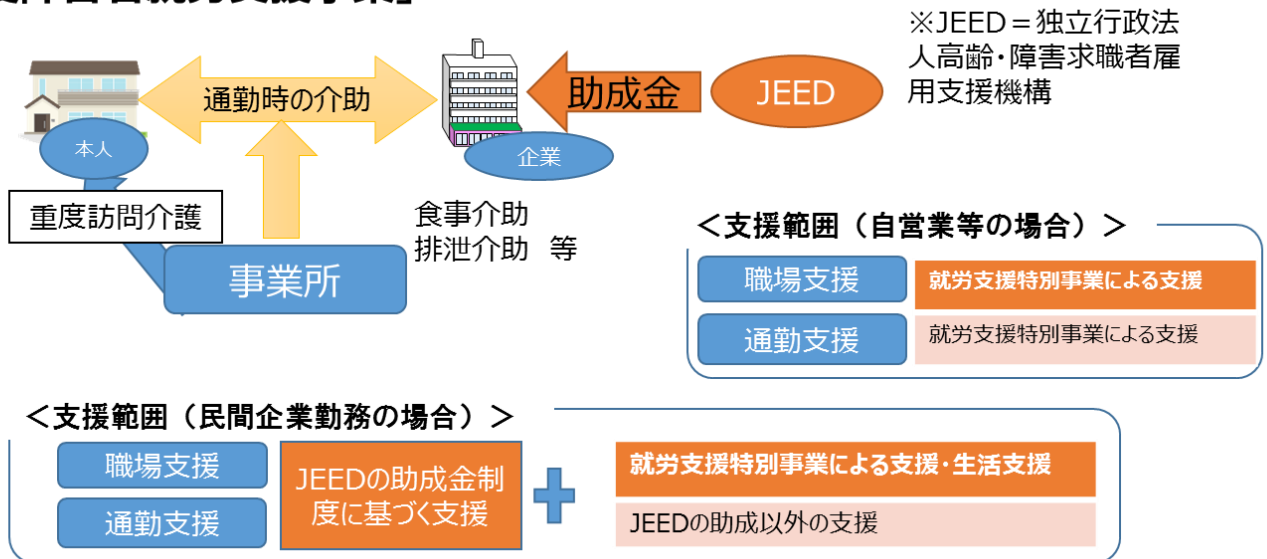
以下の要件を全て満たしている区民の方が対象となります

- (1) 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方。
- (2) 民間企業に雇用されている、又は自営業を営んでおり（個人事業の開業届出を行っている方または法人の代表者等）、就労の継続のために本事業の必要性が見込まれること。
- (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。ただし、民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に目指すことが関係者による支援計画書によって確認できる方を含む。
- (4) この事業を行うことにより所得の向上が見込まれる方。

●支援の内容

企業（雇用主）が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して業務上必要な支援を行うことが前提となります。

「重度障害者就労支援事業」



●支給量上限（1か月の原則上限時間）

- 重度訪問介護の支給決定を受けている方：160時間以内/月
- 同行援護、行動援護の支給決定を受けている方：80時間以内/月

●申請から利用までの流れ

① 相談

- 身体障害者相談係までご相談ください。事業内容や必要書類等について説明します。
- 申請者、民間企業、自営業者等関係者間で『江戸川区重度障害者等就労支援計画書』を作成してください。

② 提出

- 民間企業に勤務する方は『江戸川区重度障害者等就労支援計画書』を独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構（J E E D）に提出してください。J E E Dが、支援計画書を受付・確認します。※自営業者等についてはJ E E Dへの提出は不要です。

③ 申請

- 申請に必要な下記の書類をそろえて区へ提出してください。
 - ・J E E D確認済の『支援計画書』
 - ・『江戸川区重度障害者等就労支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書』
 - ・雇用契約書の写し（被雇用者に限る）
 - ・自営業者であることを証する書類（自営業者に限る）

④ 決定・利用開始

- 区が支給決定を行い、『江戸川区重度障害者等就労支援事業支給決定（却下）通知書』・『江戸川区重度障害者等就労支援事業受給者証』を申請者宛に送付します。
- 申請者が事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- 継続の場合は1年ごとに更新の手続きが必要となります。

●サービス利用に係る費用について

サービスの提供に要した費用の1割が利用者負担になります。ただし、利用者本人と配偶者の区民税所得割に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

区分	対象	利用者負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯の方 生活保護受給世帯の方	0円
一般1（障害者）	住民税課税世帯の方 （区民税所得割16万円未満）	9,300円
一般2	住民税課税世帯の方 （区民税所得割16万円以上）	37,200円

【問い合わせ・提出先】

福祉部 障害者福祉課 身体障害者相談係
江戸川区役所本庁舎 2階①番
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1
（電話）03-5662-0052
（FAX）03-3656-5874

区ホームページ
重度障害者等
就労支援事業
詳細についてはこちら

